

平成 27 年度 第 1 回市川市男女共同参画推進審議会

開催日時 平成 27 年 11 月 18 日 (水)

午前 10 時～正午

開催場所 男女共同参画センター 5 階 研修室 A,B

仮会長 田中男女共 同参画課長	<p>男女共同参画課長 田中でございます。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>(開会宣言)</p> <p>それでは、只今より平成 27 年度第 1 回男女共同参画推進審議会を開会いたします。</p> <p>本日は 15 名中 13 名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。</p> <p>また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項が無いことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>～委員 了承～</p> <p>会議は公開とすることが決定しました。</p> <p>それでは、傍聴人が入室いたします。</p> <p>～傍聴人入室～</p> <p>それでははじめに、会長及び副会長の選任でございます。</p> <p>こちらにつきましては、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 1 項において、「審議委員会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員のうちから互選する」と規定されております。</p> <p>どなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
秋吉委員	<p>(意見)</p> <p>小保方委員を会長に推薦します。</p>
田中仮会長	ご意見が出ましたが、皆様いかがでしょうか。
委員一同	異議なし
田中仮会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本審議会の会長を小保方委員に決定させていただきます。会長が決まりましたので、会長は席の移動をお願いいたします。</p> <p>小保方会長それではお願いいいたします。</p>
小保方会長	<p>着座にて失礼します。</p> <p>次に、副会長を決めたいと思います。副会長につきましては、田口委員に継続してお願いたいと思いますが、異議ございませんでしょうか。</p>
委員一同	異議なし

小保方会長	それでは、副会長は田口委員に決定させていただきます。
事務局	<p>副会長が決まりましたので、席の移動をお願いいたします。</p> <p>それでは、大変恐縮ではございますが、会長及び副会長のご挨拶からお願いたします。</p>
小保方会長	《あいさつ》
田口副会長	《あいさつ》
小保方委員	委員の皆様にも選出区分や職業、新任・再任などを含め、自己紹介をお願いいたします。
各委員	《自己紹介》
小保方会長	<p>皆様ありがとうございました。これからよろしくお願いたします。それでは会議を進めさせていただきます。</p> <p>次第に基づき、議題1「市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画の年次報告について」進めたいと思います。</p> <p>それでは事務局から説明をお願します。</p>
事務局	<p>それでは初めに、市川市男女共同参画基本計画 第5次実施計画、平成26年度分の年次報告をさせていただきます。本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例第9条において、本計画における施策の実施状況は、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする」と規定されておりますことから、ご報告をさせていただくものでございます。</p> <p>第5次実施計画は、平成26年度から28年度までの3カ年の計画でございます。</p> <p>今回は、平成26年度の年次報告でありまして、本実施計画の最初の年度の年次報告となります。</p> <p>お手元の資料1の2ページをご覧ください。「年次報告に関する説明」であります。</p> <p>第5次実施計画の年次報告は、進行管理事業について、目標値とその実績から、「十分達成できた」「概ね達成できた」「やや不十分だった」「不十分だった」の4段階で評価をすることとしております。また、主要課題ごとに成果指標を設定しております。その成果指標に係るe-モニターアンケートの結果も併せてご報告させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、3ページの体系図をお願いします。平成20年に策定した市川市男女共同参画基本計画の体系図になります。主要課題が8つ、個別課題が24、施策が78に体系化されており、この基本計画に基づき、第5次実施計画が策定されております。</p> <p>第5次実施計画では84の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が55事業あります。本年次報告では、第5次実施計画で進行管理していく事業であります29の事業について、まとめております。</p> <p>それでは、4ページをご覧ください。主要課題ごとのまとめで、成果指標に係る平成26年度の結果についてであります。</p> <p>また、資料3のe-モニターアンケートの結果も併せてご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進は、「各種審議会等の女性委員割</p>

合」と「市職員の女性管理職割合」の2つを成果指標としております。平成26年度の結果は、「各種審議会等の女性委員割合」が目標値32%に対して31.3%、「市職員の女性管理職割合」が目標値16%に対して同数の16%でありました。

どちらの成果指標とも毎年度着実に数値が増加しております。今後も政策・方針決定課程に男女がともに参画できるよう女性登用に取り組んでまいります。

主要課題2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合を成果指標としています。e-モニターアンケートの結果は12%で、目標値14%に届きませんでした。

アンケートでは、男性が優遇されていると感じている方が68%を占めておりますで、男女が対等な立場で社会参画できるよう、これからも様々な機会を通じて啓発してまいります。

主要課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現では、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合を成果指標としています。目標値60%に対して、54%という結果でした。ワーク・ライフ・バランスという考え方は、とても大事な視点であり、ここ数年良く聞く言葉となってきたが、まだ、半数近くの方がご存じないとの結果でしたので、ワーク・ライフ・バランスという考え方も含め広めていかなければならぬと考えております。

主要課題4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実では、「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合を成果指標としています。目標値45%に対して、42%という結果で目標値を上回りました。

ただし、東日本大震災後の調査では「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える方が増えたように、この固定的性別役割分担意識については、調査時点での社会情勢の影響を受けると考えております。

主要課題5 生涯を通じた健康支援では、自分の健康に関心がある人の割合を成果指標しております。目標値には少し届きませんでしたが、2020年の東京オリンピックの開催や、本市北東部のスポーツタウン構想などもあり、スポーツによる健康支援をはじめてとして、今後も市民の健康の保持増進に努めてまいります。

主要課題6 人権を侵害する暴力の根絶では、DVを知っている人の割合を成果指標としています。DVについては各種メディアでも報道され社会問題化しているように多くの方が知るようになりましたが、今回の結果では9割に届きませんでした。より多くの方にDVを知っていただけるよう継続して周知してまいります。

主要課題7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進では、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合を成果指標としており、目標値に達しませんでした。特に市南部の行徳地区には多くの外国人の方々が暮らしています。多文化を認め合い、お互いに交流を持って、すべての方々が暮らしやすいまちとなるよう支援してまいります。

主要事業8 男女共同参画を推進する体制の整備では、「市川市男女共同参画基本計画」を知っている人の割合を成果指標としています。とにかくわかりづらい「男女共同参画」ですので、啓発紙や講座、講演会などを通じて周知してまいります。

次に、5 ページをお願いいたします。主要課題ごとの実施計画事業の評価結果についてご説明いたします。先ほどご説明させていただきましたが、第 5 次実施計画では、進行管理事業について、目標値とその実績から、「十分達成できた」「概ね達成できた」「やや不十分だった」「不十分だった」の 4 段階で自己評価をしております。

進行管理事業 29 事業のうち、「十分達成できた」が 17 事業、「概ね達成できた」が 11 事業、「やや不十分だった」が 1 事業で、「不十分だった」事業はありませんでした。

次に、6 ページをご覧ください。6 ページから 14 ページまでは、15 ページ以降の個別の事業報告書から、事業概要、目標、目標数値、実績、評価、取組み状況と今後の課題等を抜き出し、まとめて一覧表にしたものでございます。

恐れ入りますが、15 ページをお願いいたします。

15 ページ以降の表につきましては、個別の事業報告書となっております。それぞれの事業において計画期間であります 3 年間の進行状況を比較できるよう作成するもので、今回は現計画がスタートして最初の報告でございますので、26 年度の 1 年度分のみ記載があります。

それでは、個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。

事業No.1 市川市女性人材登録台帳の活用です。

この事業は、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録をしていただき、その台帳を活用し、審議会等への登用や講座、講演会等の講師をお願いするもので、目標数値を達成することができました。市役所内で女性人材登録台帳を周知し、積極的に活用してもらえるよう、今後も働きかけてまいります。

事業No.2 審議会等への女性委員の参画推進です。

この事業は、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し女性委員を積極的に登用するよう要請するもので、目標数値に対して若干下回ってしまいましたが、女性割合は増加し続けていますので、目標数値を達成するよう、引き続き担当部署へ働きかけてまいります。

16 ページをお願いします。事業No.3 市女性職員の管理職登用促進です。

この事業は、市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ないといため、市女性職員の管理職登用を積極的に進めるもので、目標数値どおり達成できました。管理職になりたくないという女性職員が多いなか、女性職員研修において意識改革を図り、女性管理職の登用を促進してまいります。

事業No.4 市職員への男女共同参画に関する研修の実施です。この事業は、市職員が男女共同参画の意識を持って業務を行うことができるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施するもので、目標数値を達成できました。引き続き、研修を実施し、男女共同参画を推進してまいります。

17 ページをお願いします。事業No.5 男女共同参画センター使用団体の活動促進です。この事業は、男女共同参画センターが男女共同参画社会を推進するための拠点施設であることを周知し、継続利用を促し、地域での男女共同参画を推進するもので、目標数値を概ね達成できたと評価しました。

近年は、利用率が 50% 前後を推移している状況ですが、本年 10 月の使用料

の改定と同時に利用できる範囲を拡大しましたので、新規利用者を獲得し、利用率向上を図りたいと考えています。

事業No.6 市民等への男女共同参画情報の発信です。

この事業は、地域で男女共同参画を推進できるよう、男女共同参画に関する情報を提供するもので、概ね達成できたと評価しています。引き続き、男女共同参画についてPRに努めてまいります。

18 ページをお願いします。事業No.7 男女共同参画センターにおける講演会の実施です。この事業は、市民が男女共同参画を理解し、地域で男女共同参画を推進できるよう、講演会を開催するもので、目標数値を達成できました。これからも、多くの方が興味を持って参加していただき、満足していただけるものを企画してまいります。

事業No.8 男女共同参画センターロビーの充実・活用です。

この事業は、男女共同参画センターのロビーを情報交換の場、情報提供の場として活用してもらうもので、概ね達成できたと評価しました。情報ボックスを整理し、交流が活発化するよう男女共同参画センターを周知してまいります。

19 ページをお願いします。事業No.9 「ヒューマンフェスティチカワ」による人権啓発です。この事業は、人権に関する情報の広報・啓発を行うもので、目標数値を大幅に下回ってしまったことから「やや不十分」という評価としました。ヒューマンフェスティカワは、毎年12月の人権週間に行うイベントです。多くの方に来場してもらうよう集客に努めてまいります。

ちなみに、本年は12月5日（土）に市川市文化会館において「ヒューマンフェスティカワ」を開催いたしますが、まだ若干お席に余裕がある状況です。4階受付で入場券をお渡しできますので、会議終了後、必要枚数をお申し付けください。

年次報告を進めさせていただきます。

事業No.10 市職員への男女共同参画に関する情報の発信です。この事業は、市役所の職員一人ひとりが男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信するもので、目標数値どおり達成できました。男女共同参画に関する情報を継続して発信してまいります。

20 ページをお願いします。事業No.11 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発です。この事業は、市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、目標数値どおり達成できました。男女共同参画に関する情報を継続して発信してまいります。

事業No.12 人権教室の実施です。この事業は、人権教室の実施を希望する小学校へ人権擁護委員が直接出向き人権教室を行うもので、希望があった30校で実施しました。人権擁護委員と連携し、実施校数の拡大を図ってまいります。

21 ページをお願いします。

事業No.13 人権講演会の実施です。この事業は、人権擁護委員が毎年中学校2校で人権講演会を実施するもので、目標数値どおり達成できました。人権擁護委員が直接中学生に語りかけ、人権尊重思想を教えることで、いじめ等の人権問題を予防、解決する機会とてもらいたいと考えています。

事業No.14 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施です。この事業は、家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子での講座を実施するもので、毎年好評の「親子 DE クッキング」を開催しました。これからも父子で楽しめる講座を企画してまいります。

22 ページをお願いします。事業No.15 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施です。この事業は、教育委員会で行っている家庭教育学級と連携した事業で、目標数値を達成できました。教育委員会と緊密な連携を図り、家庭教育学級からの参加者を増やしてまいります。

事業No.16 男女共同参画に関する講座等の実施です。この事業は、男女共同参画社会の実現に向けた講座等を実施するもので、目標数値を達成できました。若年層や男性など男女共同参画センターの利用が少ない層を対象にした講座も取り入れてまいりたいと考えています。

23 ページをお願いします。事業No.17 情報資料室の充実です。この事業は、男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えるもので、利用者数は目標数値より大幅に下回ってしまいましたが、概ね達成できたと評価しました。

平成 21 年 4 月に市川駅南口に図書館が開設されて以来、当情報資料室の利用者数はとても落ち込んでいますが、他の図書館と連携しながら、男女共同参画について情報発信してまいります。

事業No.18 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施です。

この事業は、個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、就労支援に関する講座等を実施するもので、目標数値を達成できました。ハローワークや関係部署とも連携しながら実施してまいります。

24 ページをお願いします。

事業No.19 事業者への男女共同参画啓発です。この事業は、事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、目標数値を達成できました。関係部署と連携しながら進めてまいります。

事業No.20 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進です。この事業は、市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するもので、目標数値を概ね達成できました。市職員が率先してワーク・ライフ・バランスを推進できるよう啓発してまいります。

25 ページをお願いします。

事業No.21 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施です。この事業は、これまで、あまり家事をしてこなかった男性向けに、家庭において、家族の一員として協力し支え合うことができるよう、生活の場での自立の推進に向けた講座等を実施するもので、目標数値を達成できました。講座や講演会を通じて、生活の場での自立を推進してまいります。

事業No.22 女性のための相談です。この事業は、関係部署や関係機関と連携を図りながら、相談者自らが問題解決できるように女性相談員による相談を行うもので、概

	<p>ね達成できたと評価しました。これからも女性相談員のスキルアップを図り、相談者に寄り添いきめ細やかな支援をしてまいります。</p> <p>26 ページをお願いします。</p> <p>事業No.23 女性弁護士による女性のための無料法律相談です。この事業は、法的支援が必要な女性を対象に、女性弁護士が無料法律相談を実施するもので、目標数値を達成できました。法律相談窓口について周知してまいります。</p> <p>事業No.24 市民等への人権啓発情報の発信です。</p> <p>この事業は、6月1日の人権擁護委員の日や12月4日～10日までの人権週間に中心に、啓発活動を行うもので、概ね達成できたと評価しました。人権意識の高揚が図られるよう人権擁護委員と連携し進めてまいります。</p> <p>27 ページをお願いします。</p> <p>事業No.25 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開催です。この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化するもので、2回開催し目標を達成できました。虐待件数は増加傾向にありますので、関係機関等と連携を密にして、対応してまいります。</p> <p>事業No.26 相互理解のための啓発・交流事業です。この事業は、在住外国人にも安心して暮らしやすい地域社会をつくるための意識啓発や交流活動を行うもので、目標数値を達成できました。関係団体と連携し、交流会を開催していきたいと考えています。</p> <p>28 ページをお願いします。</p> <p>事業No.27 男女共同参画センター登録団体等との共同事業の実施です。</p> <p>この事業は、積極的に男女共同参画を推進する活動を行っている団体と連携して講座や講演会を実施するもので、目標数値を達成できました。男女共同参画の推進に向け、団体と連携して参加者に満足していただける講座や講演会を開催してまいります。</p> <p>事業No.28 男女共同参画に関する情報収集です。この事業は、他の自治体と連携し情報交換を行うなど、地域における男女共同参画を推進していくもので、概ね達成できましたと評価しました。他市が実施している参考となる取組みを本市の事業に活かしてまいります。</p> <p>29 ページをお願いします。</p> <p>事業No.29 男女共同参画に関する市民意識調査の実施です。この事業は、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握する調査を実施するもので、e-モニターアンケートを実施しました。目標数値に対する評価としては概ね達成できたとしました。男女が互いの人権を尊重して責任をわかち合い、個性や能力を十分に發揮できる「男女共同参画社会」づくりに取り組んでまいります。</p> <p>以上、平成26年度の第5次実施計画の年次報告書の内容についてご説明させていただきました。</p>
小保方会長	事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。

田口副会長	説明ありがとうございました。4ページの表になりますが、1番のあらゆる分野への男女共同参画の推進の平成24年度現状数値はeモニターアンケートとの関連について教えていただきたい。 この表ですと読むのが難しいと思います。
事務局	ご指摘のとおり、主要課題1につきましては、市川市の実際の結果になります eモニターアンケートとは関係はありませんので、標記につきましては工夫をしてまいりたいと思います。
小保方会長	よろしいでしょうか、ほかに質問はございますか。
竹中委員	報告ありがとうございました。事業No.4と事業No.20になりますが、事業No.4の市職員への男女共同参画に関する研修の実施回数が4回になっていますが、研修の内容と時間についてと、事業No.20の育児休業と介護休暇の取得についてですが、介護休暇については理由がさまざまあると思いますが、この4名の取得詳細を知りたい。男性職員で育児休業の取得できる方が何人で取得数が何人いるのか、分母と分子を、お伺いしたい。
小保方会長	竹中委員から2点質問がありますけど、事務局から説明をお願いします。
事務局	まず、事業No.4の市職員への男女共同参画に関する研修の実施につきまして初任者研修と女性職員研修の内容と時間になりますが、初任者研修は約1時間です。「男女共同参画」について基本計画の概要につきましてや男女共同参画課の事業になります人権問題も併せて説明をしています。次に女性職員研修につきましては、主幹職・副主幹職でそれぞれメンバーを替えまして3回実施して、1日研修を実施しています。内容につきましては、キャリアアップを主体で研修をしています。 次の事業No.20の市職員のワーク・ライフ・バランスの推進のところでございますが、育児休業と介護休暇の内訳になりますが、分子・分母ともにデータの手持ちがありませんので、後日報告させていただきます。
小保方会長	ありがとうございます。竹中委員よろしいでしょうか ほかに、質問はございませんか。では、長谷川委員お願いいたします。
長谷川委員	今の竹中委員の質問にありました事業No.3・事業No.4に関してですが、今後の課題になると思いますが、女性職員を対象にした研修はもちろん必要ですがベテランの層の男性への意識改革の研修を実施されているのか、女性の意識改革は高まっても一緒に働く男性の特にベテランの男性の意識改革が進まないと、「男女共同参画」は難しいのかなと思います。男性意識改革の研修をされては如何かなと思うことが一つ目で、事業No.28になりますが『県や近隣市の男女共同参画に関する取り組みを参考にし』とありますが、特質した近隣市の取り組みについてご存知でしたら教えていただきたい。
小保方会長	長谷川委員からの質問になりますが、今後の課題も含めまして事務局の回答をよろしくお願いします。
事務局	事業No.3・事業No.4の女性職員の研修ですが、委員のおっしゃるとおり現状は女性職員を主体として研修を行って意識改革を図っているところでありますが、ベテラン層・男性職員も含めて意識改革しないと全体として進んでいかないと思いますので、関係機関の人材育成部門と調整を図りながら取り組んでいきたいと考えています。

	事業No.28 の男女共同参画についての情報収集についてですが、近隣市の取り組みについて取り入れているところはありませんが、良いものがあれば取り入れていきたいと考えております。
小保方会長	長谷川委員よろしいでしょうか ほかに、質問はございますか。 徳尾委員お願いします。
徳尾委員	26 年度の実績で、22 ページの事業No.15 になると、実績は 5 回ということですが、平成 27 年度が目標値 1 回になってしまるのは、なぜかなと。21 ページの事業No.14 の参加人数を知りたい。
小保方会長	徳尾委員からの質問に関しまして事務局から説明をお願いいたします。
事務局	事業No.15 については、第 5 次実施計画の中で、3 年間の目標数値が定められていますので、その数値が記載されています。ご理解いただければと思います。次に、事業 No.14 の、父子向け講座の実施についてですが、調理工房の定員が 24 人となっていますので、10 組を募集しており、20 人が参加している状況です。
小保方会長	中村委員 お願いします。
中村委員	お願意にならうかと思いますが、事業No.15 の家庭教育学級と連携事業の実施についてですが、各学校で家庭教育学級担当の保護者の方は、何を 1 年間通して活動してよいのかすごく悩みます。こういった事業をもっともっと家庭での子育てに関して家庭教育学級を開催するとかなりの人数が集まりますので、男女共同参画センターでの講座をもっと広報してもらえばいいのかなと思います。 事業No.24 の中学校の人権作文コンテストについて、FM で放送されるということで、校内放送で流そうかと思いますが可能でしょうか。
小保方会長	中村委員からのお願意とご質問の 2 点について事務局から説明をお願いします。
事務局	事業No.15 の家庭教育学級につきましては、所管課の教育委員会社会教育課と調整して、もっと広報できるよう努めていきたいと思います。事業No.24 の人権作文コンテストの入賞作品の校内放送については、人権擁護委員協議会の方から図書館に CD などを配布しているとお聞きしています。また、教育委員会の指導課にも、CD を渡していると聞いています。確認し、報告させていただきます。
小保方会長	ほかに、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。 内野委員お願いします。
内野委員	意見になりますが、計画上で目標数値の方で「何回」と記載されているので今から変えることではないと思いますが、実績の報告に中には出来れば参加人数の記載がある方がどのくらいの達成感というか、どのくらいの人に広まったのか報告の意味では良いと思いますので、今後の報告書ではそうしていただいたほうが良いと思います。
小保方会長	内野委員からのご意見に関してまして事務局よりお願いいたします。
事務局	来年度の報告の時には、今頂きましたご意見をもとに書き方を工夫して、より皆さんにアピールできるように変更したいと思います。
小保方会長	そのほか、ご意見、ご質問はありますでしょうか。 宮腰委員お願いします。
宮腰委員	質問と意見と一緒に申し上げます。全体的な話しながら、4 ページの主要課題ごとのまとめで e - モニターアンケート結果を目標値との兼ね合いで出されているが、これは事業の達成に対する評価を参考にするとの意味合いでアンケート結果を評

	<p>価しているのか、それともアンケート結果を踏まえて弱いところをフォローするために施策を考えていくのか、e-モニターアンケートの位置づけはどうなっているのかが一つ目の質問です。</p> <p>お伺いする理由は、3ページの体系図の主要課題ごとに、主要課題ごとにどのような取り組みがされているのか数で書き出してみると、1番目が6課題、2番目が11、3番目が3、4番目が3、5番目が0、6番目が2、7番目が1、8番目が3、こういう体系の事業とそれに対する評価をなさっています。ところで、それに対応するものとして4ページのe-モニターアンケートの評価をみると、課題が一番たくさんされたのは、主要課題2の男女共同参画の意識づくりと教育の推進のところで、ところが、e-モニターの結果をみると、2番は、一番低く12%という数値にとどまっている。一方で5番の生涯を通じた健康支援は、取り組みとしてはぜんぜんやっていないのに、アンケートの結果としては、もともと80%を超えている。e-モニターアンケートは、もともと施策をやったことにより、市民の評価がどのようにアンケートで反映されるのかと思っていたのだけれど、この課題と結果をみると、逆なのかなあと。どのようにアンケートの結果を考えていらっしゃるのか聞きたいところです。もうひとつが、主要課題の2に関連するのですが、7ページから10ページまで個別課題が掲げられていてあるが、そのなかで学校教育などに関して、8ページの事業No.12と13とか、人権教育を実施したと書かれているが、男女共同参画の問題はもちろん人権問題になってくる訳ですが、男女共同参画の推進ということですので、人権教育一般をしたことイコール男女共同参画の推進になるというよりは、男女共同参画の問題をきちんと学校の教育の中に取り入れることによって、人権的な意識が涵養されるということだと思います。事業概要で人権について学習したということが事業No.12と13があるので、この内容というのは、男女の共同参画、男女の不平等が社会に残っていることを、どのように解決しようとしているのか、そのような内容が盛り込まれているのか、この点を質問したいと思います。</p>
小保方会長	ありがとうございます。宮腰委員からの意見とご質問に関して事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>まずe-モニターアンケートについて回答します。宮腰委員のおっしゃるとおり、次期計画を作る段階では、このe-モニターアンケートの結果をもとに、弱い部分となるべく重点的にという考えをもっております。現段階の計画の途中段階におきましては、各事業を実施したことによってどれだけ皆さんに感じていただいているのか、成果が出ているのかというところの目安として考えているところです。</p> <p>もう一点、人権教室の件ですが、たしか人権啓発が主体で、「みんななかよく」というイメージの教室になっているかと思います。直接的に、男女共同参画というところにはまだ触れずに、「みなさんなかよく」という段階での小学校へ啓発となっています。この辺につきましても、人権擁護委員さんに直接人権教室を行っていただいておりますので、連携して行っていけばと思います。</p>
小保方会長	宮腰委員いかがでしょうか？
宮腰委員	意見として申し上げたいのですが、「なかよくして」お互いの人権を尊重し合うこと

	は大切なことであるので、それ自体を全く否定することはない。「なかよく」という中に、誰かが我慢していて仲良くみえているということを「なかよし」として、それでうまくいっていると思い込んでいるのが、男女共同参画の問題の根底にあった訳です。「男女共同参画」という、難しい言葉を学校教育に持ち込む必要は全くなく、大人の社会で当たり前と思っているかもしれないが、社長さんは男の人になっていたり、家でごはんを作るのはお母さんになっている。それ自体が、実は非常に偏った役割というふうに思い込んでないですか?ということを、人権教育の中でもちよつと触れたいことだけだと思いますので、そういう視点を入れていただきたいと思います。
小保方会長	宮腰委員のご意見を参考にしていただければと思います。では、そのほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。徳尾委員お願いします。
徳尾委員	質問なのですが、6ページの事業No.1の今後課題とかに関して、活用を働きかけるとか11ページの事業No.22に今後も相談体制を強化していくという形で記載されているが、具体案というのはこれから出てくると思っていればよいのか。
小保方会長	徳尾委員の質問に関して、事務局からご説明をお願いします。
事務局	事業No.1の女性人材登録台帳の活用を働きかけるという部分ですが、これにつきましては各所管課に活用を求めているところでございます。事業No.22の今後も相談体制を強化していくことにつきましても、女性相談員が研修会に参加するなどして、スキルアップを図るというところでございます。
小保方会長	そのほか、ご意見、ご質問ありますでしょうか? 竹中委員 お願いします。
竹中委員	二つか三つにしほります。e-モニターアンケートについてなんですが、e-モニターアンケートは色々な自治体で使われています。今回の男女共同参画の調査の場合では1,320名が答えられているうち20代、30代のところが2割はいっていない。伺いたいのは、クロス分析はされているのでしょうか。ようは、全体的に均すとこうなんですけれども、どういう層が、男女とか年齢というもので分けた時にどういう傾向があるか仮説は立てられると思うが、そういうところがどうなっているのかということと、e-モニターアンケート以外で、こういう審議会の場もそうなんでしょうけれども、アンケートに反映されていない意見をどういうふうに収集していくかいうところについてご意見があればお伺いしたいのと、最初のころに長谷川委員のお話しにもありましたけれども、私が活動しているNPOの宣伝みたいにもなってしまうのですが、いろいろな地方自治体の長とかが「イクボス宣言」とか、そういうような「育児を支援するボス」、育児をするボスといよりは育児とかを支援するボスなのですが、ボスの方は、介護で離職をするような男性の50代が増えているのが現実にあると思いますので、そういうところはかなり取り組んでいる自治体等もあるかと思いますので。これは意見、参考になればなと思います。2点に絞ってお伺いします。
小保方会長	e-モニターに関するご質問とその他の意見についてどのようにまとめているのかということと、竹中委員のご意見について2点、事務局からご説明をお願いします。
事務局	今回のe-モニターアンケートの結果のクロス集計・分析につきましては、今回の結果は特に行っておりません。来年度は次期計画の策定年となりますので、それに向

	けて、今年度e-モニターアンケートを実施したいと思いますので、それに向けて分析をしなければならないと思っています。それと、皆様のご意見等につきましても次期計画に反映できるよう皆様と考えていけばというふうに思っているところです。
小保方会長	竹中委員よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。 徳尾委員お願いいたします。
徳尾委員	e-モニターは、今、市川市でどのくらい登録している方がいらっしゃるのか分かるのでしょうか。
事務局	全体でどのくらいなのは分からぬのですが、今回は市内在住の方限定ということで調査させていただきました。全体で何人といったところは把握しておりません。
小保方会長	では、よろしいでしょうか。 これでご質問、ご意見がなければ、本日のご意見、ご質問のあった部分は修正また調整して、皆様に確認していただいた後、公表するということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし
小保方会長	ありがとうございました。 それでは、続きまして、「第2次DV防止実施計画の年次報告について」進めたいと思います。事務局から説明をお願いします。
事務局 DV説明	それでは、「第2次DV防止実施計画」の平成26年度 年次報告についてご説明いたします。 恐れ入りますが、資料2の2ページをご覧ください。 「第2次DV防止実施計画」は「第5次実施計画」の一部分でもありますので、「第2次DV防止実施計画」の進行管理事業については、市川市男女共同参画社会基本条例 第9条に基き、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するもの」であります。 なお、進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、「第5次実施計画」と同様であります。 恐れ入りますが、3ページ体系図をご覧ください。 第2次DV防止実施計画は、「DVの根絶」を基本理念とし、基本目標4、取組の方向9、33の事業に体系化されております。 つづきまして、4ページをお願いいたします。 基本目標ごとのまとめで、上段が、成果指標に係る平成26年度の結果についてであります。 資料3のe-モニターアンケートのDVに関するアンケート結果も併せてご覧ください。 基本目標1 DVを許さない社会づくりは、「DVを知っている人の割合」を成果指標としておりまして、平成26年度の結果は、目標値95%に対して88%がありました。 DVについては、痛ましい事件が起きるとメディアで取り上げられ、近年、社会的には広く認知されておりますが、e-モニターアンケートの結果では、平成24年度より認知度が下がってしまいました。今後もDVに関する正しい知識を持っていただけるよう周知してまいります。

基本目標 2 安全で安心できる相談体制の充実では、配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合を成果指標としています。平成 26 年度の結果は、目標値 30% に対して 24% ありました。

配偶者暴力相談支援センターの情報については、加害者には届けず、DV 被害者に確実に届くようにしたいことから、その周知について工夫しながら行ってまいります。

基本目標 3 実効性のある自立支援の充実では、基本目標Ⅲの施策が進んでいると思っている市民の割合を成果指標としています。平成 26 年度の結果は、目標値 15% に対して 12% ありました。

DV 被害者が 1 日でも早く自立できるよう、きめ細やかな支援をしてまいります。

基本目標 4 DV 根絶の推進体制では、DV 防止実施計画を知っている人の割合を成果指標としています。平成 26 年度の結果は、目標値 30% に対して 15% ありました。

本市の DV 対策について、知りたいだけるよう周知してまいります。

次に、4 ページ下段、基本目標ごとの実施計画事業の評価結果についてご説明いたします。

第 5 次実施計画と同様に進行管理事業については、目標値と実績から、「十分達成できた」「概ね達成できた」「やや不十分だった」「不十分だった」の 4 段階で自己評価をしております。

進行管理事業 33 事業のうち、「十分達成できた」が 28 事業、「概ね達成できた」が 2 事業、「やや不十分だった」が なく、「不十分だった」が 2 事業、「評価なし」とした事業が 1 事業です。

つづいて、5 ページをご覧ください。

5 ページから 11 ページまでは、12 ページ以降の個別の事業報告書から、事業概要、目標、目標数値、実績、評価、取組み状況と今後の課題等を抜き出し、まとめて一覧表にしたものでございます。

恐れ入りますが、12 ページをお願いいたします。

12 ページ以降の票につきましては、個別の事業報告書となっております。それぞれの事業において計画期間であります 3 年間の進行状況を比較できるよう作成するもので、今回は現計画がスタートして最初の報告でございますので、26 年度の 1 年度分のみ記載があります。

それでは、個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。

事業No.1 相談窓口の広報活動の充実です。

この事業は、DV 相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口に配布などして相談窓口の周知を行うもので、目標数値を達成できました。

相談窓口について DV 被害者に確実に届くようチラシやカードの配布場所を工夫してまいります。

事業No.2 外国人に対する相談窓口の周知です。

この事業は、英語など 5ヶ国語での DV 相談窓口案内チラシ・カードを作成し、外国人の DV 被害者に周知を行うもので、目標数値を達成できました。

相談窓口について、外国人のDV被害者に確実に届くようチラシやカードの配布場所を工夫してまいります。

事業No.3 DV根絶強化月間の実施です。

この事業は、11月をDV根絶強化月間として、DVに関する啓発活動を行うもので、目標数値を達成できました。

DVに関し、広報等を通じて啓発してまいります。

ちなみに、来週11月29日（日）10:00から当男女共同参画センターにおいて、「DV防止セミナー」を開催いたします。当センターで申込みを受け付けておりますので、ご都合が合いましたら是非ご参加ください。

年次報告を進めさせていただきます。

事業No.4 人権擁護委員との協働です。

この事業は、人権擁護委員と連携して小学校での人権教室や中学校での人権講演会を行うもので、概ね達成できました。

人を思いやる心が育つよう、人権擁護委員と連携し事業を進めてまいります。

事業No.5 若者を対象としたデートDV予防啓発事業の実施です。

この事業は、デートDVのリーフレットを高等学校に配布し、啓発を行うものです。平成25年度末にリーフレットを作成し、市内13の高校へ配布いたしました。千葉県が市内で高校生向け研修会を実施していることもあり、平成26年度はリーフレットの配布をしなかったことから、目標数値に達成せず、評価として不十分となったものです。

千葉県の啓発活動と重ならないようにしながら、リーフレットの配布等の啓発を行ってまいります。

事業No.6 学校職員に対する啓発です。

この事業は、小中学校に勤務する養護教諭やライフカウンセラーを対象にDVに関する研修会を実施するもので、目標数値を達成できました。

引き続き、相談窓口の周知と暴力に対する正しい理解を深めてもらうよう研修会を行ってまいります。

事業No.7 関係部署との連携によるDV被害者の早期発見です。

この事業は、各行政窓口でDV被害者を発見し、DV相談窓口に案内できるようにするもので、関係部署の担当者と直接話をして、理解を深めることにとどまり、研修会という形では実施しなかったことから、目標数値を達成できず、不十分という評価となったものです。

今年度は、関係各課に協力してもらい、窓口対応職員にDV相談窓口への案内についての説明会を実施してまいります。

事業No.8 早期発見のための情報提供です。

この事業は、DVリーフレットを作成し、学校や保育園等へ配布することで、DV被害者をDV相談窓口へつなげてもらうもので、目標数値を達成することができました。

リーフレットを活用し、子どもや保護者と直接接する学校や幼稚園、保育園の職員

へ啓発してまいります。

事業No.9 通報への的確な対応です。

この事業は、DVに関して通報があった場合、配偶者暴力相談支援センターとして適切に対応するもので、26件の通報に対応し、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の安全確保を第一に、関係機関と緊密に連携しながら、DV被害者に寄り添いきめ細やかな対応をしてまいります。

事業No.10 支援計画書作成による情報の共有化です。

この事業は、個々のケースの支援計画書を作成し、情報や対応を共有し、支援体制を強化するものです。DVと児童虐待との迅速な連携を目指し、平成27年3月にDV相談支援システムを導入しました。平成26年度は運用を開始していないことから、「評価なし」といたしました。

事業No.11 保護命令申し立てに関する助言・支援です。

この事業は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく保護命令に関して、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うもので、裁判所へ2件書面提出しており、十分達成できたと評価しました。

保護命令の相談について、丁寧な説明や裁判所への同行支援など、相談者に応じて適切に対応してまいります。

事業No.12 女性弁護士による無料法律相談の実施です。

この事業は、離婚や調停など法的支援について、女性弁護士による無料法律相談を実施するもので、目標数値を達成できました。

引き続き、相談窓口の周知に努めてまいります。

事業No.13 外国人への相談の配慮です。

この事業は、外国人の相談に対し通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えるもので、外国人の相談110件に対応し、十分達成できたと評価しました。

国際交流課と連携し、日本語での日常会話が困難な外国人相談者に対応しております。

事業No.14 高齢者・障害者への相談の配慮です。

この事業は、高齢者や障害のある方の相談に対して、関係部署と連携し迅速な対応を図るもので、相談件数119件に対応し、十分達成できたと評価しました。

関係部署と連携し、適切な相談窓口の案内や同行支援など相談者の負担にならないよう配慮した対応に努めてまいります。

事業No.15 一時保護施設入所者への訪問面接です。

この事業は、DV被害者が婦人相談所等に一時保護された場合に、訪問面接を実施し被害者の心情整理や自立に向けた支援を行うもので、十分達成できました。

速やかに訪問面接ができるよう相談体制を充実させるとともに、関係部署と連携し対応してまいります。

事業No.16 重篤度の高い被害者への同行支援です。

この事業は、精神的に疲弊している被害者や精神に障がいのある被害者に対応し、

自立のための各種手続等の同行支援を行うもので、同行支援を9件行い、十分達成できたと評価しました。

必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図ってまいります。

事業No.17 被害者の個人情報の適切な管理です。

この事業は、「市川市個人情報保護条例」に基づき、DV被害者の個人情報を適切に管理するもので、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の情報は時に生死に係わる場合があります。そのことを念頭に置き、個人情報の漏洩がないよう、徹底した管理に努めてまいります。

事業No.18 警察との連携強化です。

この事業は、警察と緊密に連携をとり、緊急対応の必要な緊急性、危険性のある被害者とその子どもの安全確保を行うもので、警察と26件連携し、十分達成できたと評価しました。

緊急性や危険性を把握したうえで、確実に警察につなぎ、DV被害者の安全確保を図ってまいります。

事業No.19 緊急一時保護の実施です。

この事業は、緊急性が高いケースについて、婦人相談所と連携し一時保護を実施するもので、4件の一時保護があり、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の状況を十分把握し、安全確保を第一に適切に対応してまいります。

事業No.20 一時保護者、同伴者への同行支援です。

この事業は、一時保護施設入所中に自立に向けた転居先探しなど自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施するもので、9件同行支援を行い、十分達成できたと評価しました。

関係部署と連携し、必要に応じて同行支援を実施してまいります。

事業No.21 DV相談担当職員のスキルアップです。

この事業は、初期対応の重要性や緊急一時保護の連携、各種法的制度などDV被害者対応に関する手引きの活用や国や県主催の研修会に参加するなどしてDV担当職員のスキルアップを図るもので、目標数値を達成できました。

研修会へ積極的に参加しスキルアップに努めてまいります。

事業No.22 ケース検討会議の実施です。

この事業は、市川市配偶者暴力相談支援センター内で、特に処遇困難なケース等について、職員間で情報を共有し、相談者に対する支援を検討するもので、概ね達成できました。

速やかに支援ができるよう、相談体制の整備に努めます。

事業No.23 住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行です。

この事業は、DV被害者への支援のため、DV証明書の交付を行うもので、145枚DV証明書を発行し、十分達成できたと評価しました。

DV被害により、必要な手続きが受けられないことが無いよう、DV証明書を発行

し、相談者の自立を支援してまいります。

事業No.24 住宅確保に向けた支援です。

この事業は、住宅に関する情報提供や県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるようにDV証明書を発行するもので、4件対応し、十分達成できたと評価しました。

住宅支援は自立に向けた第一歩でありますことから、DV証明書の発行や同行支援などで、DV被害者を支援してまいります。

事業No.25 就労に向けた支援です。

この事業は、再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを実施したり、国や県の就労支援を活用できるように情報提供を行うもので、十分達成できました。

就労は、自立に向けて必要不可欠なものでありますので、相談者の希望に応じ情報提供してまいります。

事業No.26 施設等退所後の継続的支援です。

この事業は、DV被害者が加害者から避難した後、自立に向け関係部署、関係機関と連携し継続的に支援をするもので、9件の継続支援を行い、十分達成できたと評価しました。

関係部署・機関と連携して、DV被害者に寄り添った支援をしてまいります。

事業No.27 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携です。

この事業は、被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するもので、児童相談所と13件連携し、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の多くに同伴者として子どもがいます。子どもの発達を阻害しないよう、児童相談所をはじめ関係機関と連携して対応してまいります。

事業No.28 就学における支援と配慮です。

この事業は、教育委員会や学校と連携し、転入・転校における支援と加害者対応について助言を行うもので、義務教育課等と8件連携し、十分達成できたと評価しました。速やかに新しい学校生活が送れるよう支援してまいります。

事業No.29 保育園入園における支援と配慮です。

この事業は、DV被害者が安心して就労できるよう、保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を発行するもので、保育園と12件連携し、十分達成できたと評価しました。

新しい場所で、速やかに保育園へ入園し、就労できるよう自立に向けた支援をしてまいります。

事業No.30 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発です。

この事業は、就学前教育等従事職員を対象に、DV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係部署と連携し研修を実施するもので、目標数値を達成できました。

DVについての理解を深める研修を実施してまいります。

事業No.31 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施です。

この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有

	<p>化を図るとともに、連携を強化するもので、目標数値を達成できました。</p> <p>虐待件数は増加傾向にありますので、関係機関等と連携を密にして、対応してまいります。</p> <p>事業No.32 DV防止ネットワーク実務者会議の実施です。</p> <p>この事業は、DV被害者支援のため、関係機関・関係部署のリーダークラスの実務者が集まり、情報を共有する会議を開催するもので、目標数値を達成できました。</p> <p>関係機関・関係部署の実務者レベルで共通認識、共通理解ができるよう、当該会議を通じて連携強化を図ってまいります。</p> <p>事業No.33 DV防止ネットワーク個別ケース検討会議の実施です。</p> <p>この事業は、DV被害者支援のため、個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催するもので、4回実施し、十分達成できたと評価しました。</p> <p>必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、DV被害者にとって最良な支援ができるよう努めてまいります。</p> <p>以上、平成26年度の第2次DV防止実施計画の年次報告書の内容についてご説明させていただきました。</p>
小保方会長	事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。
田口副会長	8ページになるのですが、一番上の事業No.15のところの事業概要の2行目に「婦人相談所」という言葉があり、それから事業No.19のところにも「婦人相談所」とありますが、今でも「婦人」と言う言葉が使われているのかどうか確認したい。
事務局	今、ご質問のありました婦人相談所の婦人という言葉でございますけれども、今まだ法律のなかで婦人相談所という表現が残っておりますので、そのまま使わせていただいているところです。
竹中委員	DV防止実施計画の8ページ9ページのところの25年度及び26年度の実績というのは既に公表されているのでしょうか。
事務局	本市のDV相談の件数ですが、平成25年度が1,339件の電話及び面接の相談がございました。平成26年度は1,221件の電話及び面接の相談を受けているところでございます。
竹中委員	柏市のホームページを見てみると、柏市では近隣との比較で人口1万人あたりの数をだしていて、相談センターがあるところの相談件数がかなり伸びているとのことなのですが、市川市が断トツで多いと表現されている資料があります。単純に千葉市などの相談センターがあるところの相談件数も増えていることなので、相談しやすい環境にあるということなのか、あとは実態として増えているのかどうか、うまく伝えいかないと誤解を招くと思います。柏市のホームページを見ていただきたいと思います。
小保方会長	ありがとうございました。そのほかご意見ご質問はありませんでしょうか。
田口副会長	4ページのところですが、基本目標ごとの実施計画事業評価結果の評価別事業数の5つの基準の内の評価無しについて、説明をお願いいたします。
事務局	評価の基準につきましては、計画上ではDV防止実施計画それから第5次実施計画含めて4段階評価（十分達成できた 概ね達成できた やや不十分だった 不十分だ

	った)の4段階で評価するということで計画上に記載されているところでございます。評価無しにつきましては、事業No.10 r : のもので支援計画書作成による情報の共有化のところになります。支援計画書につきましては、平成27年3月(平成26年度末)にシステムを導入しまして、そのシステム上で支援計画書を作成していくとの趣旨で計画上にあるものですが、その支援システムの導入が年度末になってしまったため26年度からの稼動ができず、評価が支援計画書の作成数ということで目標数値がなっていることから評価なしとさせて頂いたところです。
田口副会長	先ほどの資料1(第5次男女共同参画実施計画 年次報告書)の方にも関わってることなのかなと思いますが、結果的に事業を計画していたけれどもできなかった、実施しなかったものが資料1の方にもあるのではないかと思い、先ほどお伺いした経緯がございました。できなかつたものは「評価なし」とするのであれば、整合性を図るため資料1の方も見直していく必要もあるのかなと思います。
小保方会長	田口副会長のご質問に関して事務局からの説明をお願いします。
事務局	資料1、資料2(第2次DV防止実施計画 年次報告書)共に整合性を図り公表したいと思います。また、皆様に一度ご確認を頂くということでお願いいたします。
小保方会長	そのほかご意見ご質問はありませんでしょうか。
宮腰委員	私から意見を申し上げたいと思います。仕事柄DV事件とか結構やっていることもありますし、事案も様々で、すごく深刻なものから、そこまで命に係るところではないものもありますが、やはりやっていて感じるのは、初期にどういうところにアクセスできたか、そこから足がかりがどうできたかというところが非常に当事者にとって大きな意味をもち、勇気付けられる部分があると思います。そういう点で言うと例えば18ページに、外国人の相談が入るとか、高齢者・障害者の相談が入るということで他の部署との連携が取られながら年間で100件以上あるのはそれなりに実効性があると思われますので。こういう形でなさっていることは市川市の取り組みとしてはすばらしいと思います。先ほど柏市のデータなんかのご指摘もありましたが、おそらく箱を作ったとしてもそこに働く人たちの取り組み、熱意が相当、数に反映されるので、是非市川市という場所はアクセスしやすいところですし、これからも充実していくいただきたいという意見を申し上げたい。
小保方会長	ご意見ありがとうございました。このご意見に関しまして皆さんご意見ございませんか?また、事務局からご説明はありますでしょうか?
事務局	引き続き女性相談員と共にスキルアップを図りながら、被害者に寄り添い、きめ細やかな対応をして参りたいと考えております。
小保方会長	その他ご意見ありませんでしょうか?それでは、第2次DV防止実施計画の年次報告についての審議は、これでよろしいですか。
小保方会長	それでは、意見のあったところは修正し、また若干の字句や整合性等の整理は一任していただすこととして、平成26年度分の計画事業の報告については、この内容で公表することとしますがよろしいでしょうか?
委員	異議無し
小保方会長	なお、本日のご意見につきましては、後日、発言の記録をメール、FAXなどで事務

	<p>局からお送りしますので、ご確認いただきたいと思います。ご確認いただきました後の会議録等につきましては、ホームページ等で公表していく予定です。</p> <p>では、議題 3 のその他に入りたいと思いますが、委員の皆様から何かござりますでしょうか。</p> <p>事務局からは、何かございませんでしょうか。</p>
事務局	事務局からは、本会議終了後に事務連絡させていただきます。
小保方会長	<p>(閉会宣言)</p> <p>それでは、これをもちまして、平成 27 年度第 1 回市川市男女共同参画推進審議会の会議を終了いたします。</p>

平成 28 年 / 月 22 日
市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 小保方 栄子